

平安中・後期の過差禁制

佐々木文昭

はじめに

本稿は、平安中・後期における「新制」を考究するための予備的作業として、過差禁制に検討を加えようとするものである。過差とは、奢侈を表わす語であり、律令制的身分主義に立脚して、古くから様々な規制が行われていた。なかでもこの時期に集中的に禁制が発布されていた。またこの禁令は、荘園整理令とともに、新制条項としても注目されている。

しかるに管見のかぎり、過差禁制そのものを直接対象とした研究は、意外と少ないように思われる。わずかに野上俊子氏が、服装史の立場から服飾禁令を扱っているが、⁽¹⁾古代全般を対象とするという論文の性格上、平安中・後期についての記述には、やや不安を残すところがある。また水戸部正男氏『公家新制の研究』⁽²⁾は、新制研

究の基礎を確立した著作であるが、その中で過差禁制に論及し、その重要性を指摘した。しかし、当該時期の過差関係史料については、官符の分析を中心に置いたことから、記録類が軽視されがちな傾向にあることは否めないところである。

そこで本稿の課題とするところをまず限定しておきたい。過差禁制については、看過されがちであったことから、史料そのものの収集・復原から始める必要があるだろう。そのうえで、過差禁制の全般的な検討を行いたいと考える。また対象とする時期としては、保元元（一一五六）年以前に限定することにする。

第一章 過差禁制の史料的検討

当該時期の過差禁制についての史料的な考察は、前述したように、水戸部正男氏の前掲書が唯一の成果といつてよい状況にある。しかるに同書は、史料の網羅性にやや欠けるところがある。そこで本章では、新制の出発点としても位置づけられてきた天暦元（九四七）年の禁制以降保元元（一一五六）年に至るまでの、過差禁制の史料的確認の作業を行うことにする。

そこで、史料中に「制」・「制符」あるいは「新制」との語がみられる禁令を中心に、折出することにした。また既に水戸部氏が指摘した法については、史料的検討を省略する。さらに、過差関連事項自体は、史料中に頻出するが、禁令発布が確実またはほぼ確実なものに限定した。

平定中・後期の過差禁制

※(1) 箱形目録	箱形式	箱形内容	対象	備考
※ 慶元(元亨)十一・十五	本政冒符	衣冠四ヶ条・腰裏・腰袋各一ヶ条	腰裏及び五節	全六ヶ条名簿差禁制
※ 嘉三(元亨)三・十一	本政冒符	袴・腰裏・腰袋	腰裏・袴・五節	全六ヶ条中「腰裏」二条は「一袋」で過差禁制
※ 嘉三(元亨)三・十六	信の腰		小記目録	
※ 同五・三三	從者腰		腰裏・袴・腰袋	
※ 同二(元亨)三・十四	本政冒符	五節・腰裏・腰袋	腰裏・袴・腰袋	「腰裏」とあるのみ
※ 同二(元亨)三・十六	腰袋	腰袋	腰袋	
※ 同二(元亨)三・十八	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・十九	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・二十	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・二十一	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・二十二	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・二十三	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・二十四	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・二十五	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・二十六	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・二十七	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・二十八	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・二十九	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・三十	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・三十一	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・三十二	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・三十三	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・三十四	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・三十五	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・三十六	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・三十七	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・三十八	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・三十九	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・四十	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・四十一	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・四十二	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・四十三	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・四十四	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・四十五	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・四十六	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・四十七	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・四十八	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・四十九	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・五十	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・五十一	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・五十二	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・五十三	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・五十四	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・五十五	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・五十六	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・五十七	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・五十八	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・五十九	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・六十	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・六十一	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・六十二	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・六十三	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・六十四	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・六十五	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・六十六	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・六十七	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・六十八	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・六十九	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・七十	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・七十一	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・七十二	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・七十三	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・七十四	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・七十五	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・七十六	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・七十七	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・七十八	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・七十九	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・八十	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・八十一	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・八十二	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・八十三	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・八十四	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・八十五	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・八十六	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・八十七	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・八十八	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・八十九	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・九十	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・九十一	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・九十二	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・九十三	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・九十四	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・九十五	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・九十六	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・九十七	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・九十八	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・九十九	腰裏	腰裏	腰裏	
※ 同二(元亨)三・百	腰裏	腰裏	腰裏	

注記
 (1) 腰裏 本戸部氏以前に持した腰裏のみです。
 (2) 本戸部氏は「京事略」に於いて「白尾腰」御堂は「腰裏白」を記して省略した。
 (3) 本戸部氏は「京事略」に於いて「腰裏白」を記して省略した。
 (4) 年代比定に不安があるものは省いた。

・天元三年五月二十八日

『小記目録』（大日本古記録）に、「天元三年五月廿八日、禁制侍臣美服事」とあるのみで、詳細不明。

・永観二年十月十四日（？）

『小右記』（大日本古記録）同日条には、「參内、仰云、獻五節人々守式不可過差之由、可召仰者、仰左大將・藤宰相・景舒朝臣了」との記事があり、翌月十九日に行われる予定の五節に対する過差禁令が指令されている。なお法令の発布日は不明。また、『日本紀略』（国史大系）同年十一月十一日条には、「禁制諸所饗祿」との文言がある。詳細は不明だが、同じく五節を控えてものと考えられる⁽³⁾。

・永延二年七月二十八日

『日本紀略』同日条に、「今日仰有司、禁奢僭」との記事がある。この日相撲召合が行われていたことから、相撲節会を対象とした禁制と考えられる。

・同年十月十九日（？）

『小記目録』同月十七日条に「禁制五裝束改替事」、また十九日条には「五節禁制過差事」とあり、翌月十九日の五節の際の禁令として発布された。

・長保四年四月二十日以前

『小記目録』同月二十五日条に、「依山城介淑光僕從過差、被召問事」とあり、二十日に行われた賀茂祭に際しての、過差違犯者を示す記事と考えられる。この時従者数についての規制が發布されていたと推定する。⁽⁴⁾

・同五年七月二日

『小記目録』同日条に、「相撲兩日間、不可改装束事」との項目があり、二十日からの相撲節会の際の装束規制が制定されたと考えられる。詳細は不明。

・寛弘元年四月十七日以前

『御堂関白記』（大日本古記録）同日条には、

(藤原齊信)
右衛門督來云、仰事、祭間調董雜色人等、奉供者數多隨身可制止者、早召官人可被仰者、又見物者有車新同可制也、

との記事がある。藤原道長は、檢非違使別当藤原齊信に二十日の賀茂祭に際して、従者数と新車の規制を命じていた。

・同二年十二月十六日

『小記目録』同日条に「禁美服宣旨事」との項があるが、詳細不明。

・長和元年十一月八日

『小記目録』同日条には、「五節間停止装束過差事」とあり、二十日の五節に対して装束についての過差禁制が
発布されていた。

・同二年七月十九日

『小記目録』同日条には、「相撲節間、不可著兩色事」との項目があり、相撲節会の際の装束についての規制が
発布されたと考えられる⁽⁵⁾。

・同三年三月二十九日

『小右記』同日条は、

儉約宣旨下了、左相府(藤原道長)云、不可隨身童部、可從雜色八人、不可令著紅色者、手振十二人下襲袴可調與者、

との記事を伝える。賀茂祭に際して、從者数・美服禁制を含む儉約宣旨が発布されていた。また同書四月十九日
条に「諸大夫多會合、脱衣給引馬籠近衛等、如理(マシ)兩所如之、已背儉約之制」との文言があることから、纏頭の禁
制も含まれていた⁽⁶⁾。

・同年十一月二十一日以前

『小右記』 同日条には、

兼有可禁過差之仰、而童女下仕著織物、更無勘當、相府被申不可有禁斷之由、亦六位著紅色、是有不可著之(道長)仰、而不憚著用、強乘叡慮、王化之薄歟、甚以歎息、弛張只懸執權臣之心、明日於五節所脱之事、兼不可令然之由、殊有勅令云々、

との記事がある。五節に際して美服及び纏頭の禁が発布されていたが、当日道長の意向で無視された様相を知ることができ⁽⁷⁾る。

・同四年四月二十四日以前

『小右記』同日条の賀茂祭の記事中に、「今般無過差、童従者如法」の文言がある。この法―過差禁令は、同年新たに発布されたと解釈してよいのか確証には欠けるが、ひとまず項を立てておく。

・同五年三月二十八日

『小右記』 同日条に、

(藤原公任)

大納言公、送書札云、賀茂祭所々使々皆調童云々、兩日装束不可改著之由云々、仍惣不可調童、先日所示之装束可停止者、

との記事がある。賀茂祭の時の装束、童についての規制が行われたことが明らかとなる。また同書四月二十一日条には、「頭云、攝政命檢非違使別當實成云、祭使等調新車有何事、其外調華美事不可然、可制止者」との文言が

あり、新車禁止も発布されていた⁽⁸⁾。

・寛仁三年四月十九日以前

『日本紀略』同日条に、

齋院禊也、今日右兵衛佐經輔牛童著過差裝束、檢非違使以看督長召擲之間、左衛門尉爲親從者打奪件童、官人等捕擲爲親從者了、

との記事がある。明証には欠けるものの、賀茂祭において牛童の装束規制に関する禁制が発布されていたと推定する⁽⁹⁾。

・同年七月二十日

『小右記』同月十八日条には、

宰相來云、藏人範國云、一日攝政命云、相撲樂猶被强行、但人々裝束不可調二襲、織手等愁歎無極云々、兩宮令參上給之間、依御裝束等事多、是所愁云々、問遣頭辨經通、報云、未承計也、有制歟者、との記事があり、二日後には相撲節会で「相撲裝束二襲、其制尤重」⁽¹⁰⁾との規制が行われた。

・治安三年七月二十六日

『小右記』七月十六日条には、

(藤原頼通)

又云、相撲兩日装束不可改著如何、答云、尤善事也、唯有樂之年必無禁二襲、好過差之輩定謗難歟、儉約猶善、二色過差、又云、〔官カ〕下人著紅色事可制止歟、隨身著紅不〔事也カ〕□□、苦熱間著帷有何事哉、又云、官人等可著何色單衣乎、答云、黄朽葉下襲著支子深單衣尤善、上古如此、又云、舞人如何、答云、至于舞人可隨宜歟、との文言があり、相撲節会に対しての過差禁制の内容について、関白頼通と実資との問答が記載されている。結局二十六日に至って、

關白命云、官人已下可〔不脱カ〕令著紅色、又云、上達部不可著二襲由同可披露者、件事不可下宣旨、只示案内許也云々、(中略)不可著紅色事便仰保重、又仰隨身訖、

との記事にみるように、⁽¹⁾頼通は、官人以下の美服及び公卿の二襲着用の禁を指令した。

・万寿元年七月二十九日

『小記目録』同日条に、「相撲兩日、不可改装束事」との項がある。翌日からの相撲節会の時の装束についての規制が行われた。

・同二年十一月八日

『小右記』同日条には、

藏人式部丞來云、五節過差殊有禁制、不可著織物衣者、余問云、織物唐衣・裳腰等如何、不可有制者、又問、御覽童女事如何、云、不可御覽、又不可改著他色者、令申談奉由、若可有制法者、兼可被下、宣旨歟、業已成

了、被下 宣旨可無益耳、

との記事がある。実資は、五節過差禁制についての報告を受けた際に、禁令内容を確認するとともに、宣旨発布の有無を尋ねている。この時美服・改著などが規制された⁽¹²⁾。

・同三年四月十七日以前

『左経記』（史料大成） 同日条には、

依御消息詣按察大納言御許、被命云、祭日所衆車中、張施錦繡、塗鏤金銀、而檢非違使等不糺過之、慥可召問者、（中略）有次申可被問使官人等之由、仰云、不可被咎車一事、以綾絹爲裝衣袴之者有其員者、同不糺之由可被問也、

との記事がある。賀茂御禊の時に車過差と衣袴の規制に違反した者の処罰が、檢非違使に命じられている⁽¹³⁾。この時過差禁制発布を直接示す史料は残されていないものの、施行例から法発布を推定する。

・同四年四月十一日

『小右記』同年四月十三日条には、「一昨禊祭日^(制カ)〔前カ〕^(前カ) 駈使々等僕從數并過差等事大納言行成卿^上奉勅宣下」との文言がある。四月十一日藤原行成を上卿として、賀茂祭使の從者數及びその過差についての禁制を発布していたことが明らかとなる⁽¹⁴⁾。

・長元元年十月三日

『小右記』同日条に、「藏人式部丞經任云、五節有過差制、不可着綾衣々五外不可著」との文言があり、翌月の五節の際の過差規制として綾衣と枚数を五枚とする法が發布された。また同書十一月十四日条には、「後聞、進親上〔近カ〕達了并雲上侍臣・地下人等、到中將五節蜜々〔密カ〕脱衣、雖被副過着〔制カ〕、於簾中所爲欵」との記事があり、中將源頭基が脱衣纏頭し、禁制に違犯していた。従つて、この時美服及び纏頭についての禁制發布が明らかとなる。⁽¹⁵⁾

・同二年四月十日

『小右記』同日条に、

左兵衛督來云、祭使等從者四位・五位十五人、又可禁過差之由、可被仰下也、頭辨所談、而未被仰、○少將使馬副僕從不可着紅色事、仰信通朝臣、爲令傳但馬守朝臣、

との記事がある。二十一日の賀茂祭に対して、從者数及び美服についての禁令が立法されていた。しかし「而未被仰」⁽¹⁵⁾とも記されていることから、十日余りの間に官符として發布されたかどうかは不明。

・同二年七月十二日

『小右記』同日条に、「頭辨傳勅傳、相撲不可着用二襲裝束之由、可宣下之者、令奏承由、多是雲上侍臣所着用也」との記事があり、相撲節会に際しての装束禁制が發布されていた。

・同三年四月六日

『小記目録』同日条に「祭間制法事」との項がある。また『日本紀略』四月十五日条には、「賀茂祭。今日。見物車出紅衣。檢非違使源清以下糺彈之」との記事がある。⁽¹⁶⁾従って、賀茂祭に際して美服規制を含む禁制が發布されていたと推定する。

・同三年九月

『小右記』九月三日条には、

頭辨來、傳關白相府消息云、(中略)世間美服制任長保宣旨可行歟、辨云、^{〔余カ〕}重下宣旨被行尤可佳事也、國々衰亡只在過差、能被禁止、^{〔若カ〕}不悅哉、

との記事がある。また同書十二日条に「可禁制美服宣旨等案、令覽關白、可清書之由示仰也」との文言がある。史料中の「長保宣旨」とは、長保元年七月二十七日付太政官符中の「應重禁制男女道俗着服事」⁽¹⁷⁾条を示すと考えられる。この時、過差禁制を發布していたのか、なお不明確ではあるが、一応項をたてておく。

・同四年七月二十五日

『小右記』同日条に、「又相撲兩日上下裝束二襲禁^{〔差脱カ〕}過宣旨今日被下者、^{〔云カ〕}最可然矣、古人之、從諫之聖有威之」との文言があり、相撲節会の際の装束について、過差禁制が發布されていた。

・長暦元年十一月十七日以前

『平記』（続々群書類従）同日条には、「童御覽、依有制不着紅色等」との記事があり、五節に際して美服禁制が発令されていた。しかし、法の発布日等々の詳細は不明。

・同二年十二月九日以前

『春記』（史料大成）同日条には、

瀧口正任爲檢非違使俊基被破却⁽³⁾歟紅衣之次、被打調、其耻無極云々、前々破却制物、令脱其衣破之、而打調、殊無例、

との記載がある。この禁制は、春日行幸のために前日行われた諸社奉幣の時の事件と考えられる。⁽¹⁸⁾ 美服禁制が明らかとなるが、法の発布日等は不明。

・同三年十一月十四日以前

『春記』同日条に、「唐衣外不可用織物、又重被禁紅紫色云々、過差太重云々、件事經成先日奉仰云、五節出人々」との記事がある。脱文があり文意を取りにくいところがあるが、五節当日以前に織物及び美服着用を禁制していたと思われる。

・長久元年四月二十二日以前

『春記』同日条に「人々從者皆如法」とあり、また同書廿五日条には、「件等人々從者裝束、或有染色、但其衣員皆如制也、使々事等殊無過差風流也」との文言がある。賀茂祭に際して、從者数と装束及びその枚数について、禁制が發布された。但し發布日等は不明。

・同年十月三日(?)

『春記』九月三十日条には、

又世間過差可制止之由先日有仰事、以其由可被仰下右大臣也、五節過差事全被仰下也、童女御覽事被停止可宜歟、早被仰下一定可佳歟、其制法定後可仰下者也、至于定者來月三日許可宜也

との記事がある。十一月に行われる五節に対する過差禁令制定の議定を十月三日に開くことが決定する。その後同書十一月十六日条に「今日無童女御覽事、是先月定也」、十七日条には「今般無纏頭事、依過差制也」との記述がある。従つて、五節童女御覽停止と纏頭禁止についての過差禁制が発令されていたことは明白である。但し、發布日については、十月中であることは明らかだが、確定できない。⁽¹⁹⁾

・同二年四月二十日以前

『春記』三月廿二日条に、「參御前^(後朱雀) 仰云、賀茂祭過差可制止事、今朝以泰憲遣示關白許已了者」との記事があ

り、この日から翌月に迫った賀茂祭に対する過差禁令制定の動きが始まる。そして「百鍊抄」(国史大系)四月廿日条には、「賀茂祭還立、於神館檢非違使追捕近衛使少將信宗、依牛童過差也」との記述があり、過差法に違反し

た牛童が処罰されていた。従って、少なくとも牛童の服飾についての禁制発布は確実である。

・永承七年四月十九日以前

『春記』同日条は、賀茂祭の齋院御禊の様相を伝えるが、「各雑色十餘人或八人莫不染色、又車皆施風流、(中略)難有過差之制不能糺彈也」との文言がある。詳細は不明だが、この時美服・車についての禁制が発布されていた。⁽²⁰⁾

・康平三年十一月十九日以前

『定家朝臣記(康平記)』(群書類従)同日条に、「節會、(中略)源大納言已下御内府五節所、依有制無纏頭事」との記事がある。五節に際して、纏頭規制に関する制が発布されていた。⁽²¹⁾

・寛治元年四月十六日以前

『爲房卿記』同日条の賀茂祭の記事中に、「近衛使雑色六人之外、加長二人於列見辻、心之嚴制稠疊之故也」との文言がある。従者数の制限を含めた禁制が発布されていたと推定する。

・同五年四月二十二日以前

『參軍要略抄』(統群書類従)下巻殿下役事 諸社乗尻事条に、「於大路爲先下藹、雑色裝束兼日有制被^(マ)云々^(破カ)」

との記述があり、賀茂祭において従者の装束過差の規制が破られていたことが判明する⁽²²⁾。よって従者の装束規制が發布されていたと推定する。

・同六年二月八日以前

『中右記』（史料大成）同日条には、

前駈定日、唐錦紅打衣裝束二襲可禁制由、雖有其仰、一人不守此法、皆以紅打衣錦二襲所着用也、との記事がある。春日祭に対して美服禁制が發布されたにもかかわらず、制法が遵守されていない様子が窺われる⁽²³⁾。

・康和五年十一月十日

『殿曆』（大日本古記録）同月八日条には、

以藏人知信令奏云、使々纏頭巨多之由、世間風聞、返々不便事候、去寛治比件事制極重、而去年御賀比已破了、而彼時尤可被加制止也、雖然依希代事無其沙汰、於今猶可被加制止歟、抑如此之事付頭可奏也、雖然世間事無術恐思給候、仍所令奏密々也、若院邊聞候ハ、定御氣色不快ニ罷成歟、

との記述がある。ここで纏頭が規制された行事は、春日祭と考えられる。この記事中から、寛治年間には纏頭禁制が重視されていたが、前年の白河上皇五十才の賀では規制されなかったこと、また上皇及び院近臣達のこの禁令に対する反発を藤原忠実が恐れている様子を窺うことができ、興味深い。なお結局十日に至って、「今夕纏頭可

停止由被下宣旨了、使々權等無饗應事歟⁽²⁴⁾との文言にみるように、宣下された。

・長治元年十一月三日以前

『中右記』同日条は、春日祭から還向した祭使を迎えた記事を伝えて、「給官人以下權祿、依纏頭制無饗應儀、只一家人々密々有小饗應歟」との文言がある。この纏頭規制の発布年月日は不明であり、前項と同一の可能性も残るとはいえ、ひとまず項を立てておきたい。⁽²⁵⁾

・同二年四月十五日以前

『中右記』同日条には、

權二人敦時・兼近召天、聊給例祿被物裝束綿衣等、又御厩舍人牛飼童給、近日被止纏頭、仍不及廣、親人八九輩密々纏頭也、

との記事がある。藤原宗忠は、賀茂祭における齋院御禊の隨身らに、密かに纏頭していた。ここに「近日」纏頭規制が行われたとあり、賀茂祭以前に禁制が発布されていたことが明らかとなる。

・嘉承二年四月十八日以前

『中右記』同日条は、白河法皇の賀茂祭見物の様子を伝えるが、その記事中に「一家人々卅人許、相分纏頭、是雖有制、竊以有此事也」との文言がある。やはり賀茂祭に際して、纏頭規制が発布されていたと考えられる。

・天永二年四月二十四日以前

『中右記』同日条には、「依纏頭止不招人々、不及過差也」との記事がある。この年の賀茂祭のために禁制が發布されたのか不明だが、纏頭規制が行われていた。⁽²⁶⁾

・永久二年四月八日(?)

『中右記』同日条には、

(藤原宗忠) 奏云、祭間廳下部裝束過差事可制止、色々金銀錦紅打衣、如鏡鈴風流之類也、仰云、(白河) 尤可制、早可廻告檢非違使、

との記事がある。賀茂祭供奉の使庁下部に対する美服禁制が發布された。⁽²⁷⁾

・同二年九月二十八日

『中右記』同日条には、

行重來云、行幸供奉諸司之中、從者等着用擢衣輩、重可禁制之由、只今頭辨被仰下者、早可令仰知左右檢非違使等也、

との記述がある。翌月に予定されていた賀茂・石清水行幸の際の從者の美服規制を發布していた。

・同二年十一月十二日

「雅兼記」同日条には、⁽²⁸⁾

爲房卿御願供養請僧從僧不可過新制、又童子明服可令停止金銀錦繡織物浮線等之類之由書之給、との文言がある。同月二十九日に予定されていた白河阿弥陀堂での法会に対して、從僧数制限や童子美服規制を⁽²⁹⁾ 発布していた。

・保安四年十月二十五日以前

『台記』康治元年十月廿六日条には、⁽³⁰⁾「瀧口調度懸十人、(中略)装束^{保安四年新制}不令着打衣」との文言がある。保安四年十月二十五日の崇徳天皇即位による大嘗会御禊のための行幸に際して、瀧口の美服規制が発布されていた。発布日等は不明。

・天治二年七月十八日

『中右記目録』(史料大成)同日条に、「天下儉約議定」の一項がある。禁制を発布していたかなど詳細不明。⁽³¹⁾なお相撲節会は保安三年から中断しており、この節会のための規制ではない。

・長承二年二月十一日以前

『中右記』同日条には、「近日纏頭殊有制之比也、雖然依有先例、内々取院御氣色、有此事由、大殿所被仰也」

との記事がある。春日祭が終了し、この日纏頭が行われた。史料中に「近日」との文言があることより、纏頭禁制が発布されていたと推定した。⁽³²⁾

・同三年二月十七日以前

『長秋記』（史料大成）同日条には、「今度法會被停止過差由、宣下先了、仍無着金銀人、尤善政也」との記事がある。この日鳥羽上皇が法勝寺に行幸し、一切経供養が行われた。その法会に際して、美服禁制が発布された。

・保延元年四月二十一日以前

『長秋記』同日条には、「今日纏頭如何、纏頭新制不可破」との文言がある。この記事は、賀茂祭使らに対する纏頭にどう対処するかを伝える。この新制は、直接賀茂祭を対象とした禁制ではない可能性も残るが、ひとまず項をたてておく。⁽³³⁾

・同六年四月十八日以前

『百鍊抄』同日条には、

於別當宗能門前、檢非違使等破裂關白隨身左近府生武正衣裳、御禊日忘制法、著美服之故也、

との記事がある。賀茂祭御禊日に、美服規制が行われていたことが明らかとなる。賀茂祭を対象とする過差禁令を発布していたと推定する。

・久安三年

『台記』（史料大成）同四年九月廿九日条は、頼長の娘多子入内を伝えるが、「乗車後之人、著皆紅衣八領、而去年以來新設憲法、重禁過差、將從彼例」との記事がある。即ち、月日までは不明であるが、久安三年中に美服禁制が発布されていたことは確実である。⁽³⁴⁾

第二章 過差禁制の諸側面

平安中・後期における過差禁制に、史料的な検討を加えてきた。依拠すべき記録・編纂物が乏少な時期もあり、不十分なものはあるが、その傾向を窺うことは許されよう。そこで本章では、禁令の諸側面を考察する。

まず、禁制の発布理由に検討を加えることにしたい。過差禁制は、前掲の表に明白なように、朝廷行事を契機として発布されたものが、大部分を占めていることに気付く。特に、賀茂祭・相撲節会・五節に対する法が圧倒的に多いといえよう。他の行事や祭祀に関する規制も散見するものの少ない。この三行事の場合、それぞれ幾年か連続して発布されていたり、永延元（九八七）年のように三行事全てに別個の禁制の発令が確認できる年もあり、なかばこれら儀式に際しては過差禁制の施行が慣例化していたのではないかとすら思えるほどである。

鎌倉時代初期の史料ではあるが『玉葉』に「於相撲五節者載舊符、是依爲例事⁽³⁵⁾」との文言があり、ここには賀茂祭についての記述を欠くとはいえず、当時これらの行事において過差禁制の発布は「例事」と認識されていたことが判明する。事実相撲節会の場合、保安三（一一三二）年以来長く中断していたのが、保元三（一一五八）

年に復活すると、当然の如く「不可改装束」なる過差禁制が発布されていたのである。⁽³⁶⁾ 過差禁制と朝廷行事、な
 かんづく前記三行事との密接な関連に着目しておきたい。

但しこの三行事に際して、なぜかくも集中的に禁制を実施していたのか、その共通点については不明である。
 そこで個々に簡単に検討を加えることにしたい。賀茂祭は、単に「祭」とも称されたように、国家の「中祀」と
 して、盛大に行われた。またこの祭は、天皇の「直轄祭祀」という性格が濃厚でもある。祭当日は、騎兵を始め
 として、華麗な装束を身に纏った祭列が続き、上皇・女院・摂関以下都市民に至るまで、諸階層の人々が見物に
 集まった。祭の場の常として、祭使らは贅を尽した。ここに、過差禁制の発布を通じて、朝廷の威信を発揮せん
 とすることになるであろう。⁽³⁷⁾

次に相撲節会は、三度節の一つとして重視されていた。儀式自体は、基本的にはわずか一日で終了するとはい
 え、朝廷はその準備のために相撲司を設置し、さらには装束司も置いた。この節会は、五穀豊穰を祈願し、また
 農産物の豊凶を占うという意味をもつ行事である。やはり国家的儀式として、重要なものである。なお儀式の観
 客は、天皇以下高位高官者に限られていた。これが相撲召合の翌日の装束改替と纏頭の禁制に内容が限定されて
 いた理由であろう。⁽³⁸⁾

最後に五節についてである。これは、直接には五節舞のことを指し、新嘗祭の一環として、豊明節会において
 舞うものである。豊明節会は、直会としての性格をもち、風流に流れがちであった。また舞姫は、公卿・受領の
 子女から原則として四名を選んだ。費用が自弁ということもあり、華美を競う傾向がみられた。このため、「寛平
 御遺誠」⁽³⁹⁾や三善清行の「意見封事十二箇条」⁽⁴⁰⁾などに明白となるように、度々奢侈を禁制すべきことが説かれてき

た。この行事に際して、過差禁制が發布されることになるのは、当然のなりゆきといえよう。

さて度々禁令が施行されたということは、逆にみるならば、時限立法的な性格を示すのもあろう。即ち、特定の行事を対象として立法され、かつ連年發布されていたことから判断して、儀式終了後には法的効力を喪失することになると思われる。法としての継続性は、さほど期待されていないように見受けられる。

規制内容からみると、前述の通り、それぞれの行事で特徴が認められる。なかでも相撲節会においては、二襲の禁にほぼ固定化している。また賀茂祭は祭使及びその従者に関連する事項、五節では美服の禁が多いようである。なお、纏頭禁制は、全行事に認められる。

次に、表の冒頭において天暦元年の禁制について触れておきたい。天暦元年十一月十三日付太政官符（以下天暦元年令と略称）は、水戸部正男氏の研究以来、新制の出発点をなすとして、高く評価されてきたものである。⁽⁴¹⁾ 水戸部氏は、後年本令が「新制」と称されていることと、この過差禁制が複数条文で規定していることの二点をもって、新制成立の根拠としてあげる。しかし前者は、旧法に対して新しく制定した禁制という意味での「新制」の語はしばしば使用例があり、⁽⁴²⁾ 根拠としては弱いだらう。後者は、確かに重要な視点である。しかし天暦以前に、複数条文で禁制が發布されていた可能性も否定できない。新制の成立を天暦元年令に求めることに、やや不安を感ずるのである。それではこの法令に、画期性はないのであろうか。この法を再検討したいと思う。

その条項としては、

- (1) 一、應禁制六位以下著襖子重下襲事。
- (2) 一、應禁制諸司史生以下著縑白絹事。

(3) 一、應禁制衛舍人諸司并院宮諸家雜色以下著手作衣袴事。

(4) 一、應重禁制男女道俗著美服事。

(5) 一、應禁断諸司雜任以下輒着絹緇皮履事。

(6) 一、應禁制諸司諸衛官人饗宴裘錢事。

の六カ条が復元されてきた。⁽⁴³⁾ 天暦元年令の制定過程については、『日本紀略』・『貞信公記』(大日本古記録)に、⁽⁴⁴⁾ 幾つか断片的な記載があり、右大臣藤原師輔を上卿として、審議・発布されたと考えられる。

『吏部王記』(史料纂集)には、この官符制定の四日後の十七日条に、

兵庫頭忠幹傳右大臣消息云、近日有被定行儉約事、多是依奉祭使及出立五節媛者費多也、自餘雜事諸卿色々有定申、就中下襲長、(中略)公卿節會日得用綾、六位不得著襖子、下人獵衣不得用手作布、又紅花染色、禁用蘇芳、王卿各可相慎紀、⁽⁴⁵⁾ 雖未下宣旨且用意宜歟、

との記事がある。記主重明親王は、この禁制が奉祭使及び五節を主たる取締り対象とし(6)条参照)、これに他の条項を付加したものであるとの上卿からの書状を受け取っていた。⁽⁴⁵⁾ 従って、この法は、翌日の五節さらに二十三日に予定されていた賀茂臨時祭⁽⁴⁶⁾における、過差禁制として制定したのであろう。本令が十一月に発布されたのは、ここに直接の理由がある。とするならば、天暦元年令は、表中の他の過差禁制と、基本的に同質のものといえよう。

また天暦元年令の禁制内容自体、既に朝廷が規制し続けてきたところでもある。賀茂祭使については、承平三(九三三)年に「祭使等摺袴下襲、其長過多」として、別当宣⁽⁴⁷⁾ではあるが禁令が施行されていた。美服停止につい

ても、九世紀後半以来、深紅色の禁として規制対象となっていたのである。⁽⁴⁸⁾

しかし、ここで注目したいのは、その規制対象である。当該期の禁制の多くは、先述の通り、個々の行事を対象とし、儀式終了後には法的意味合いが薄れがちであった。これに対して本令は、五節・賀茂臨時祭をさしあたるの対象にするとはいえず、(6)条に明らかのように、二月の列見・定考から十一月の五節までと、数多くの年中行事をも規制するものとして制定されていた。例えば(2)条は、翌年三月には早くも修正されたが⁽⁴⁹⁾、これは諸社祭が行われる時期を迎えて、現状に合致させようとしたものであった。

さて『政事要略』には、編者惟宗允亮の見解・解釈を随所に記す。そのなかに先の『吏部王記』の記事を引用しつつ、「親王以下下襲長。雖不立法爲知聖代定。載件日記耳」との文言がある。⁽⁵⁰⁾ ここには、日記中の記述即ち、天暦元年令を「聖代定」として、基準にしようとする意志が認められる。またやはり(1)条中の「襖子重着」について、「私案。襖子重制、先後有疑」りとして、先「延喜彈正式」と後「天暦符」を取り上げる。結局允亮は、

爲欲沿從新制之旨。未詳改舊法之文。但時之行事、五位以上任着。六位以下不着。相尋其情。猶從後符歟。⁽⁵¹⁾
と記しており、「後符」⁽⁵¹⁾ 天暦元年令に従うとの見解を示している。このように、天暦元年令は、後世過差禁制の基準ともされていたのである。

奈良時代以来度々発布された禁令は、十世紀前半に至ると、深紅色の禁に集中的に表わされる。この時代個々の行事を対象とする禁制も発布されるようになる。天暦元年令は、この動向のうえに制定されたのであり、それまでの過差禁制の一つの到達点をなすものと評価しておきたい。その後の禁制は、本令の継承といえるのではな

かろうか。

水戸部氏は、新制の「成立」として、天曆元年令を捉えた。しかし、ここまで評価することには躊躇を覚える。従って本稿では、平安中・後期における過差禁制の出発点ということに、とどめておきたいと考える。

ところで、保元以降の過差禁制については、従来ほとんど顧慮されるところがなかったといつてよからう。禁令は、発布されなくなるのであろうか。保元三年の相撲節会に際して、過差禁制が発令されていたことは、既に触れたところである。文治三(一一八七)年の石清水・賀茂行幸の時も、朝廷はやはり禁制を発布していた。⁽⁵²⁾ 延応二(一二四〇)年には、賀茂祭についての過差禁令が施行されていた。⁽⁵³⁾ さらに鎌倉後期の新制の多くが、儉約令⇨過差禁制に限定されていたことも忘れられない。過差禁制そのものは、保元以降にも引き続き発布されていたことを指摘しておきたい。

最後に、過差禁制の意義について、検討しておきたい。服飾に関する禁制そのものは、周知の通り、既に天武十(六八一)年以来、朝廷は度々立法化してきた。⁽⁵⁴⁾ 服飾・服色は、まさに身分を可視的に表現するものであり、儀式・行事の場において規制することは、特に効果的であつたらう。またこの規制は、「衣服制度、貴賤相分⁽⁵⁵⁾」との文言に明白なように、律令制的身分主義に立脚して、とりわけ下級官人らを対象とした過差抑制に主眼が置かれていた。一方負担軽減のためという、まさに儉約としての意味もあろう。本稿では、さらに、過差禁制の徳政的側面にも注意を払いたいと思う。

この点を検討する前提として、まず当時の貴族達が過差をどう受け止めていたのかみていきたい。長久元(一〇四〇)年九月内裏焼亡という混乱に際して、藤原実資は「世務背理」し、「又過差甚盛之故」との感想を洩して

いた。⁽⁵⁶⁾ 過差の隆盛などにより、朝政はあるべき姿からかけ離れていたこと、この結果が内裏焼失という凶事に繋がってしまったとする見方を窺うことができる。過差は、悪政そのものと捉えられていたのである。またここには、悪政が災厄や天災を生むという、天人相関説の強い影響力が認められる。

とするならば、次には一方策として、過差を停止することで除災を図ろうとする、考え方が生ずることになるだろう。長元二（一〇二九）年は三合年にあたるとして、朝廷は攘災を意図して、陣定において奉幣使の派遣などの伝統的な対策を決定した。この報告を受けた実資は、「心中所患者天下衰幣殊甚、⁽⁵⁷⁾ 試被行儉約可被侍天答歟」と書き残している。ここに「天答」との語があることに明らかのように、彼は、儉約＝過差禁止を施行することで朝廷が徳政の実施を天下に宣言し、もって天からの災厄を避けるべきだと考えていたのである。過差禁止は、徳政に繋がるという意識を認めることができると思う。

過差禁止は、特定行事を対象に発布されることが多いのは、指摘したとおりである。勿論、身分制的あるいは儉約令的な面こそが本義であることに変わりはないだろう。しかし、この禁令の背景として、徳政実施という面もまた見逃されるべきではないと考える。本稿での論及は避けるが、直接の規制対象が不明な禁止のなかには、徳政としての傾向が認められるものがある。

この性格が鮮明になるのは、鎌倉期の過差禁止である。文治三年の禁止は、「内乱と天災を収束するための徳政の一環」として行われた意見封事を基にして、発布されたのであった。⁽⁵⁸⁾ 延応二年の場合もまた、攘災を意図した徳政議定の場で決定されていた。さらに鎌倉後期の新制の多くが儉約令のみとなるのは、朝廷の政権的位置の後退を示すとともに、その徳政的意義から新制を発布し続けたことによるのであろう。鎌倉期に至って過差禁止は、

突然の如く徳政としての意味をもったとは考えられまい。やはり、平安中・後期の段階で、この禁制発布の一つの理由として、徳政という要素が内在していたことを示すのではなからうか。

おわりに

本稿は、平安中・後期における新制研究の前提として、過差禁制に考察を加えることを目的とした。そもそも新制とは、「天人相関説」を思想的背景に、徳政の一環として発布されたと考えられている⁽⁵⁹⁾。しかし、十一世紀以前の新制については、徳政との関連そのものは否定されてきた⁽⁶⁰⁾（なお表中で印をつけた過差禁制は「新制」として認定されてきたものである）。また、この時期の新制なる語は、単に新しい禁制を示すにすぎないとする有力な見解もある⁽⁶¹⁾。

このように、十一世紀以前の段階では、新制という語に特別な意味を付与しうるのかという、根本的な問題が依然残されていると考える。本稿は、当該期の新制条項として、主要な要素を占める過差禁制を検討してきた。その結果、過差禁制は徳政としての意義をもつ法令であるとの結論に、一応辿りつけたと思う。この時期の過差禁制は、第二章で論じたように、宮中行事を対象に発布されることが多く、なかば慣例化していたこともまた確実である。しかし、過差抑制は徳政に繋がると考えられており、直接徳政の一環として施行された禁令も存在したとみられることから、後者の場合は新制と認めてよいように思われるのである。

しかしながら、本稿はいまだ不十分なものであることを自覚するものである。さらに、もう一つの新制条項で

ある荘園整理令、或いは保元以降にみられる神仏事・公事関係をも含むいわば総合的な新制の考察など、残された課題も多い。全て別稿に譲ることとし、⁽⁶²⁾ひとまず筆を擱くことにしたい。

注

- (1) 野上氏「日本古代の服飾禁令について(1)・(2)」(『光華紀要』十四・十五集)
- (2) 水戸部氏『公家新制の研究』(創文社、一九六一年)
- (3) なお長保元年七月廿五日付太政官符(『新抄格勅符抄』〈国史大系〉所収)参照。
- (4) 同書五月一日条にも関連事項がある。
- (5) 『小右記』長和三年二月十三日条参照。
- (6) 『小右記』二月十三日条には、「又賀茂祭使之董事申案内、令申云、去年有制法、今年一向停止」との文言に明らかのように、当日より規制内容についての検討が開始された。また、関連記事には、『小右記』四月十六日条・十七日条・十八日条がある。
- (7) なお『小右記』同月二十三日条参照。
- (8) 『御堂関白記』同年四月廿四日条には、賀茂祭当日の違反者を処罰したことが記されている。また『小右記』同月十七・廿四日・廿五日条参照。
- (9) 『小右記』同日条参照。
- (10) 『小右記』寛仁三年七月二十日条参照。
- (11) 『小右記』同日条。史料中にこの禁制が宣旨の発布によるのではなく、「示案内」すという形で施行されていることに疑念が生ずる。しかし、このような例は幾つか認められる(万寿二年十一月八日禁制など)。
- (12) 『小右記』十一月十三日・十四日条参照。
- (13) この経過については、『左経記』四月十九日条・同月二七日条・五月二日条・同月三日条参照。なお『小右記』五月三日条にも関連記事がある。

- (14) 『小右記』四月十二日条には、
御禊祭間可禁過差之宣旨下了云々、兼日可被下之宣旨也、還有事煩歟、見物人云々、檢非違使群立大宮辻、禁制過差從類云々、多有通避者云々
との記述がある。実資は、発布が祭当日に近すぎて、規制が徹底しないことを批判している。また事実違反者が続出した（『日本紀略』四月十五日条、『小右記』同日条参照）。
- (15) 『左経記』十一月十四条・十五日条・十六日条参照。
- (16) 『小記目錄』四月十五日条参照。
- (17) 『新抄格勅符抄』所収。なおこの官符については後述参照。
- (18) 『春記』十二月十四日条参照。
- (19) なお同月二十四日の祐子内親王着袴の儀式に際して、『春記』は、
今日彼宮女房裝束其數已過制旨、皆着織物、又件破子入物非法、過差之甚又以如之、嚴制雖重疊、一切無益歟、との記事を伝える（同日条）。この儀式のために、衣服数・美服についての制を発布したのか、あるいは五節の過差禁制をそのまま適用することにしたのか、判断としない。後考のために記す。
- (20) なお同書四月二十二日条参照。
- (21) 『栄華物語』（『日本古典文学大系』卷三十六）には、「殿々大納言、五節出させ給。（中略）この御時には制ありて、衣五々などあれど、厳しからねば」との文言があり、康平元年十一月の五節に際しても過差禁制が発布されていた可能性がある。
- (22) なお同年十月十五日の前齋院篤子内親王の御禊に際して、「源大納言被扈從、女房車二兩、爲密々事、被從儉約」との記述がある（『爲房卿記』同日条）。この時過差禁制が発布されていた可能性もあるが、後考を待ちたい。
- (23) 同年四月の賀茂祭についての『中右記』の記事中に「一日籠等年來有制被止此支、自去春比頗出來也」との文言がある（四月廿四日条）。「年來」籠についての規制が発布されていたことを知る。
- (24) 『中右記』同日条。また『爲房卿記』同日条には、実際には纏頭が行われて、制符が発布された当日のうちに破られていたことが判明する。なお『中右記』同年十二月廿一日条は、藤原家忠の大饗を伝えるが、その記事中に「彼息侍從忠宗纏頭、但纏頭此間有制

之比、依密々儀不及廣歟、此事且又先規也」との文言がある。「此間」の制とは、十一月十日の禁制の可能性もある。

さらに、『殿曆』同年十二月九日条には、「頭辨來云、色々制ノ宣旨を持來、目錄止了」との記事がある。詳細は全く不明だが、「色々制」が何を指すのか注目したい。あるいは前述の纏頭の禁に関するものであろうか。

(25) 『中右記』同年十二月廿五日条にも、「内大臣召光未於欄下給出衣、事不及廣、依有纏頭制歟」との記述がある。

(26) 『中右記』翌天永三年二月十日条には、「就中近代纏頭有制之比也。」との文言がある。「近代」との語に曖昧さは残るが、春日祭に纏頭規制が行われていた。

(27) 但し、記主藤原宗忠は、当時檢非違使庁別当である。従って、この禁制は、使庁内を対象とする法にすぎないとも解釈できる。なお『中右記』三月三十日条・四月六日条・四月十五日条・四月十六日条・四月十七日条参照。

(28) 『永久二年白河御堂供養記』（『統群書類従』釋家部）所収。

(29) 『中右記』元永元（一一一八）年四月廿二日条に、「數十人集會纏頭、天下過差如此事、度々雖被制、不隨順歟」との記述がある。賀茂祭終了後に、制を無視して大規模な纏頭が行われていたことを知る。但し、「度々雖被制」との文言からすると、この行事のために改めて発布されていたのかなど詳細は不明。

(30) 『御禊行幸服飾部類』（『群書類従』第八輯）所収。

(31) 『樗囊抄』（『統群書類従』十卷）参照。

(32) 『長秋記』（史料大成）同年六月十四日条は、祇園御靈会の様子を伝えるが、記事中に「馬長等破制法着金銀、頗似無故歟」との文言がある。この際に対して美服禁制が発布されていた可能性がある。

(33) 『台記』（史料大成）同年二月八日条は、藤原頼長の右近衛大将兼任の大饗の様相を伝えるが、その記事中に、「依爲院御隨身、殊有饗應、依新制不及他人纏頭」との文言がある。個々の貴族の行事に際して、朝廷が個別の禁制を発布したとは到底考えられないが、ひとまず注記しておく。

(34) なお『台記』久安三年三月廿八日条は、藤原忠実七十才の賀を伝えるが、記事中に「姫宮女房出袖已上、不改昨日、依新制也。」との文言がある。本文中の新制との関連は不明。また同書久安六年五月廿三日条には、「今日、執柄使宮宣旨示曰、有不可改女房所出衣也、新制而改之如何」との記述がある。この美服規制の発布日等は不明。

- (35) 『玉葉』文治三年十一月三日条。
- (36) 前掲『樽囊抄』参照。なお相撲節会は、その後また中断し、承安四(一一七四)年に一度復活したが、この時禁制が發布されていたかは不明。
- (37) 以上の賀茂祭の記述については、岡田荘司「平安前期神社祭祀の『公祭』化し」(二十二社研究会編『平安時代の神社と祭祀』(国書刊行会、一九八六年)及び丸山裕美子氏「平安時代の国家と賀茂祭」(『日本史研究』三三九号)参照のこと。
- (38) 相撲節会については、横山健堂氏『日本相撲史』(富山房、一九四二年)、宮本徳蔵氏『力士漂泊』(小沢書店、一九八五年)、山口昌男氏「相撲における儀礼と宇宙観」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第十五集)参照。なお宮本氏は前掲書において、童相撲の開催が天災・凶作と密接な関係にあることを指摘している。
- (39) 『政事要略』巻二六、十一月新嘗祭条参照。
- (40) 『古代政治社会思想』(『日本思想大系』)所収第五条参照。
- (41) 水戸部前掲書第一章参照。
- (42) 早川庄八氏「起請管見」(関晃先生古稀記念会編『律令国家の構造』、吉川弘文館、一九八九年)参照。
- (43) 条文番号は、水戸部氏前掲書に従う。(1)～(3)条は天暦元年十一月十三日付太政官符(『政事要略』六八卷所収)、(4)条は長保元年七月四日付太政官符(同書所収)、(5)条は長保三年閏十二月八日付太政官符(同書所収)、(6)条は天暦元年十一月十三日宣旨(同書廿二卷所収)より、それぞれ復元。なお水戸部氏は、(6)条の事書を「應賀茂祭六月禊等饗從儉約事」とする。これは、『別聚符宣抄』(国史大系)の編纂索引に従ったものとみられるが、規制内容を考慮すると、やや不正確なように思われる。そこで、本令を引用する前記長保元年官符に基づき、本文のように改めた。
- また『政事要略』所収の天暦元年十一月十三日宣旨(6)条)には、「左大臣宣」との文言がある。しかし同宣旨を収める『別聚符宣抄』は「右大臣宣」とあり、(1)～(3)条の官符も「右大臣」とし、さらに上卿が本文の通り右大臣師輔であることを考慮するならば、『別聚符宣抄』に従い、『政事要略』の宣旨も「右大臣」と訂正されるべきである。
- (44) 『日本紀略』同年十一月一日条・七日条・十三日条、『貞信公記』同年十一月十六日条参照。
- (45) なお(1)～(5)条が奉祭使及び五節と無関係に制定されたのでは勿論ない。これら条項も、この行事に際しての規制という役割をもつ

ていた。(2)条については、後述参照のこと。

- (46) 但し臨時祭は、内裏での穢発生により、二十七日に延引された(『日本紀略』同年十一月廿三日条・廿七日条参照)。
- (47) 『法曹至要抄』(『群書類従』所収)禁制條参照。
- (48) 延喜十七年十二月廿五日付三善清行「請禁深紅衣服奏議」(『政事要略』六七卷所収)には、深紅色の禁に関する変遷が記されている。
- (49) 天曆二年三月十五日付太政官符(『政事要略』六七卷所収)
- (50) 同書卷六七卷参照。
- (51) 同右参照。
- (52) 文治三年の過差禁制については、奥田環氏「九条兼実と意見封事」(『川村学園女子大学研究紀要』一号所収)及び永井英治氏「鎌倉前期の公家訴訟制度」(『年報 中世史研究』十五号所収)参照のこと。
- (53) 『平戸記』(史料大成) 同年四月十五日条に、三月十二日付口宣案が収められている。
- (54) 『日本書紀』 同年四月辛丑条参照。
- (55) 天曆元年令(1)条参照。
- (56) 『春記』 同年九月十二日条参照。なお既に長元三年九月の項で触れたが、ここには過差は「國々衰亡」につながるとする認識がみられる。
- (57) 『小右記』 同年閏二月六日条参照。
- (58) 前注(48)の奥田論文参照。
- (59) 稲葉伸道氏「新制の研究」(『史学雑誌』九六編一号所収) 参照。
- (60) 前注(59)の稲葉論文参照。
- (61) 前注(42)の早川論文参照
- (62) 「平安中・後期新制小考」として発表する予定である。